

上越市ガス水道事業管理者交際費支出基準

平成 27 年 4 月 1 日制定

支出区分	支出内容、対象者等	支出限度額
会費	各種団体等（一の民間企業である場合を除く。ただし、当該民間企業がガス水道事業運営に大きく貢献していると認められる場合は含む。）が行う会合に構成員又は来賓として出席する場合の懇親会費の実費相当額	金額が案内文書等に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は 1 万円
弔慰	香典	1 万円
	生花	概ね 1 万 5 千円 （消費税は含まない。）
見舞	ガス水道事業関係者（近隣・関係ガス水道事業の代表者、ガス水道関係審議会・委員会等の委員、ガス水道事業に関連性のある組合・団体のそれぞれ現職に限る。）の病気、事故、災害等に対する見舞金品	1 万円
土産品	来客や訪問先等への土産品（ガス水道事業運営上必要と認められる場合に限る。）	1 万円

※弔慰及び見舞について、管理者がガス水道事業運営上特に必要と認めるときは、この表に定める支出先以外にも支出することができる